

市場化テストにおける住民参加と第三者機関

1. 事業者選定、モニタリング、評価における住民参加

「市場化テスト」の目的である公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するためには、公共サービスの受益者である「住民」の視点から制度設計することは、大きな意義がある。

そこで、実際の手続きの中で、意見募集及び事業提案、事業者選定時の評価、事業実施期間中のモニタリング、事業期間終了後の評価等の各段階において、「住民参加」の仕組みを取り入れることが考えられる。

また、法に基づく「市場化テスト」は、一連の実施プロセスにおける透明性・中立性・公正性を担保するために、有識者から構成される第三者機関が、実施要項の策定、入札書類の評価、契約変更・解除等の各段階において、関与することとなっているが、その第三者機関に公共サービスの受益者である住民をメンバーに加えることも考えられる。

なお、「住民参加」の手法については、公共サービス改革法に規定がなく、地方公共団体の自主的な判断で、制度設計することが可能である。

2. 法に基づく「市場化テスト」の手続きにおける第三者機関の関与、住民参加

地方公共団体における法に基づく「市場化テスト」の手続きにおいて、第三者機関の関与と住民参加について整理した。

準備段階

実施方針の作成（法第8条）

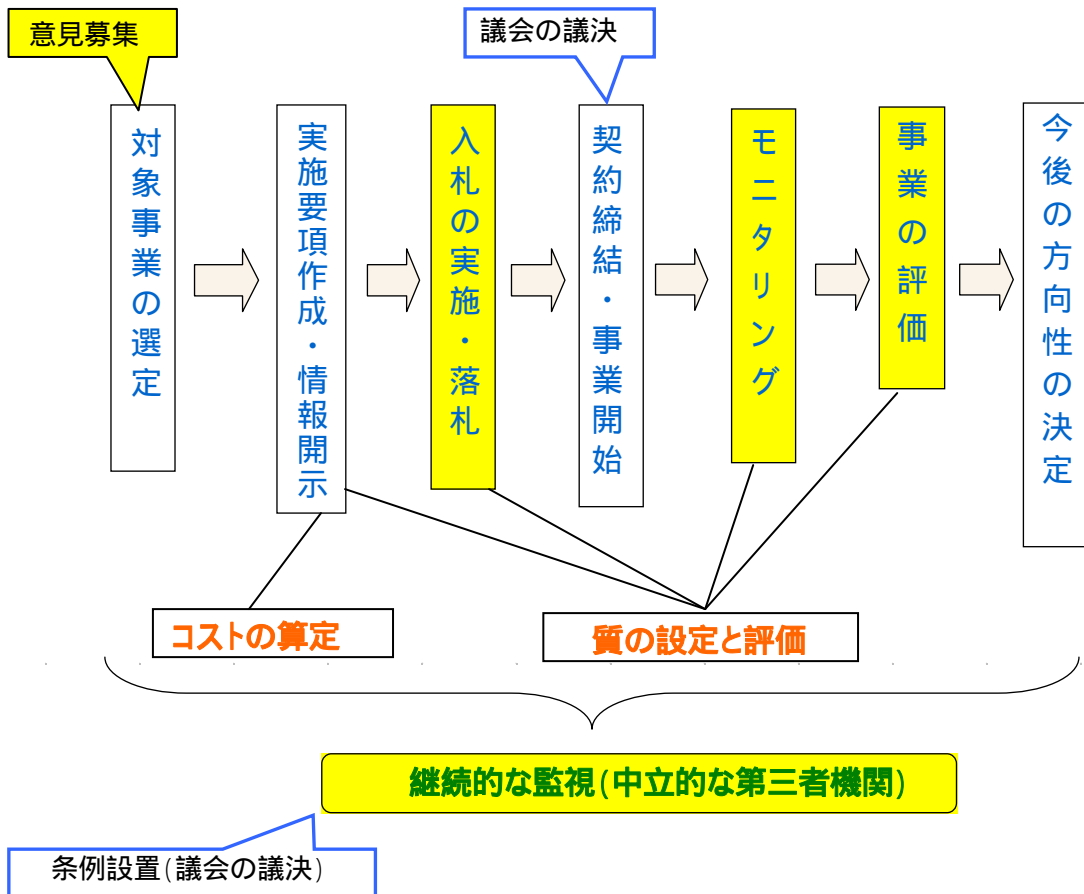
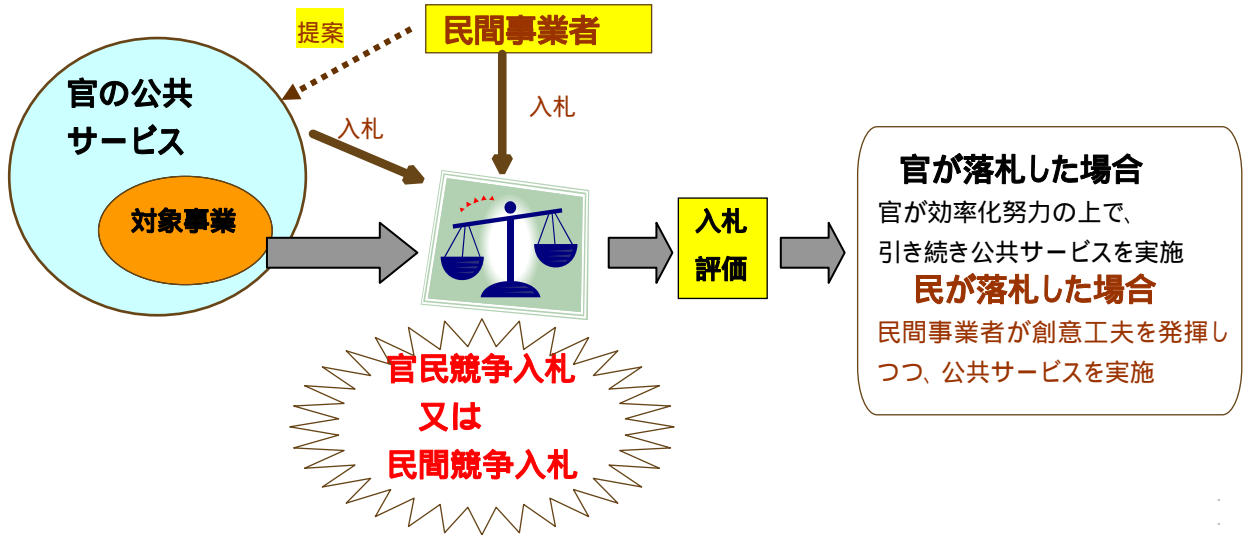
「民間事業者の意見を聴くものとする」と定めているが、「住民の意見」については必須とされていない。

条例による第三者機関の設置

- ・ 第三者機関の設置のための条例（必須：法定事項（法第47条））
- ・ 公共サービス改革に関する条例（第三者機関設置を含む）

実施段階

法に基づく「市場化テスト」の手続きの流れと住民参加が想定される段階



出典:内閣府公共サービス改革推進室作成

3. 第三者機関での審議事項

事項	区分	地方公共団体		(参考) 国
		特定公共 サービス	その他の 事業	
基本方針、事業の選定(7条)		-	-	
実施方針の策定、事業の選定(8条)		*	-	-
実施要項の作成(16条)			-	
入札書類の評価(17条、12条)		(官民競争)	-	
契約変更・解除等(23条、21条、22条)			-	
長が行う報告徴収、立入検査、指示等の通知の受領(28条、26条、27条)			-	
勧告(38条)		-	-	
報告又は資料の提出要求(45条)		-	-	
事業の検証・評価(国:7条8項)		-	-	*

：法定

*：長が行うが第三者機関の審議は任意

-：法の規定なし